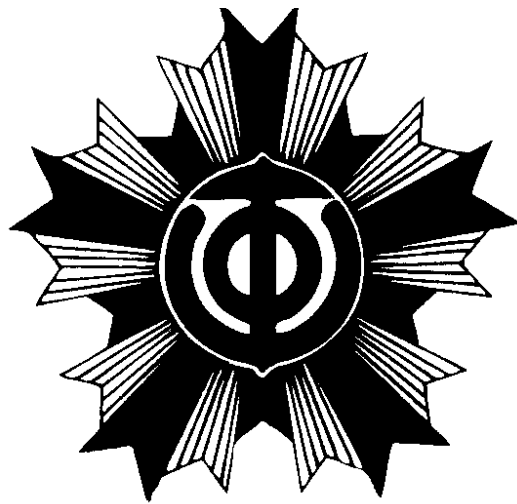


鹿児島市立中山小学校

いじめ防止基本方針

「いじめ0を目指す学校づくり」



令和6年4月～

## 目次

鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって	1
はじめに	2
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2 いじめの定義	3
3 関係者の役割・基本姿勢	5
（1）学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢	5
（2）保護者の役割・基本姿勢	6
4 組織の構成	6
II いじめの未然防止	7
III 早期発見	7
1 全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点	7
2 学校としての取組	8
3 早期発見に向けて	8
4 学校組織としての取組	9
IV いじめ発生の場合の適切な対応	9
1 学校における基本的な対応	9
2 いじめ対応の基本的な流れ	10
3 いじめと認知した場合の対応	10
V 教育相談体制と生徒指導体制	14
1 教育相談の基本的な考え方と活動計画	14
2 生徒指導の基本的な考え方と活動計画	14
VI 校内研修	15
1 教職員の資質向上の必要性	15
2 学校の体制の整備	15
3 いじめに関する研修会の基本的な考え方	15
4 具体的な取組	15
VII 家庭・地域との連携	15
1 家庭との連携	15
2 地域との連携	16
3 関係機関との連携	16
VIII ネット上のいじめへの対応の連携	16
1 ネット上のいじめ	16
2 早期発見・早期対応のための方法と順序	17
IX 重大事態への対処	17
1 重大事態の発生と緊急対応	19
2 調査結果の提供及び報告	19
3 組織の位置づけ	20
4 年間活動計画	21

# 鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって

平成29年3月14日に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂され、本県においても、いじめ防止等の取組をさらに充実させるため、「鹿児島県いじめ防止基本方針」を改訂した。

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもある。子どもたちの規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性は、時代を超えて大切に育ていかなければならない。技術革新や国際化などによりこれからの社会が加速度的に変化する状況にあると言われるからこそ、変化の激しい社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、豊かな心などを育む教育の推進はますます重要になると考える。

こうした中、いじめの未然防止や早期発見・早期解消といったいじめ問題への対応は、本県教育にとって最重要課題の一つである。各学校においては、引き続き、軽微と思われることでも積極的に把握し「1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本意識の下、児童生徒に対して適切な対応を取ることが求められる。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されてから3年が経過し、平成29年3月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われた。本県の基本方針も平成26年3月の策定から3年が経過し、各学校でも慎重かつ丁寧な実践が積み重ねられる一方で、学校における対応や関係機関等との連携などの面での課題が出てきた。

今回の改定は、こうした国の基本方針の見直しや本県におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめ防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針や各地域・学校における方針を踏まえ、各教育委員会と学校が一丸となって保護者や外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組が進められることを期待したい。

平成29年10月  
鹿児島県

## はじめに

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にもどの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性でなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題への取組は、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっている。

本校は、県下一の児童数であるが、「楽しさも県内一」を目指して、「『もっといい自分』をめざす、心豊かで、たくましい中山小の子どもの育成」を学校教育目標に、「挨拶いっぱい、学びいっぱい、プラスのことばいっぱい、明るく楽しい学校」をキャッチフレーズに掲げている。そのために、「生き生きと活動する学校」「進んで学習に取り組む学校」「明るく、礼儀正しい学校」「人を認め、いじめのない学校」「整然として美しい学校」を目指し、日々実践している。

「楽しさも県内一」という前提の下で、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることで「楽しさ」が満ちあふれてくる。子ども同士の活動を通して、自分を認める満足感を感じ、集団としてよさが生まれてくると考える。その実現には、教師の働きかけが不可欠である。組織的かつ意図的な働きかけが不可欠である。こうした視点で「授業づくり」「仲間づくり」を見直していくことで、トラブルが起きることも、いじめへとエスカレートすることもなくなっていく。いじめに向かわせないために取り組む課題は、自ら見つかるのではないかと考えている。

# I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての児童生徒に関係する問題である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団の中において問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態勢があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動及び少年団活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理強いさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校対策組織へ情報共有しなければならない。

本校では、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的に取り組むものとする。

### 具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
  - ・ 心の性に対して、否定したり嫌悪感を示したりする発言をされる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
  - ・ わざと会話をしない。
  - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
  - ・ ○○ごっこと称して叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ くつを隠される。
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
  - ・ 人前で衣服を脱がされる。
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ SNS（LINE、フェイスブック、ツイッターなどに誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
  - ・ SNSのグループからわざと外される。
- オンラインゲーム上で、誹謗中傷を言われたり、楽しく遊ぼうとすることを意

図的に妨害されたりする。

- ・ 音声チャット上で悪口を言われる。
- ・ 文字チャットにおいて、誹謗中傷を書き込まれる。
- ・ 集団から、意図的に、継続的にゲーム上で不快な攻撃や妨害を受ける。

上記のことをふまえて、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的認識を以下のように考える。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 関係者の役割・基本姿勢

#### (1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

ア 国の基本方針、鹿児島県いじめ防止基本方針及び鹿児島市いじめ防止基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。

(ア) いじめ基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。

(イ) いじめの当事者となり得る児童生徒に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童生徒の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定することが望まれる。

(ウ) 策定されたいじめ防止基本方針は、定期的に、児童生徒の実態やPTAや学区民の意見をもとに総点検を行い、改善を図るものとする。

イ 分かる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。

ウ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- カ 教職員は、児童生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- キ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

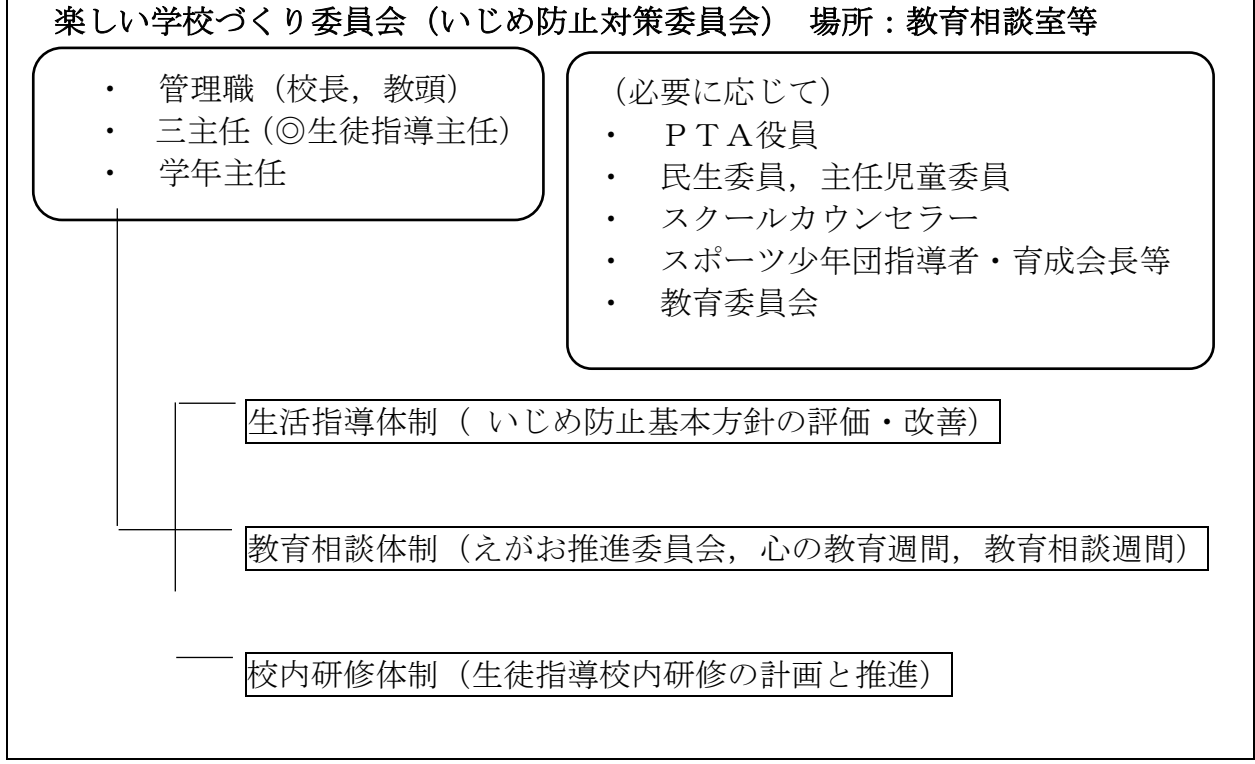
(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ア 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- イ どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ウ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- エ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校関係機関等に相談または通報する。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

4 組織の構成





## Ⅱ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

### 1 子どもや学級の様子を知る

#### (1) 教職員の気付き

子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが必要である。

#### (2) 実態把握の方法

子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を実態把握の一つの方法として取り組む必要がある。配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

#### (3) 具体的な取組

ア 道徳教育や特別活動等をとおして、児童生徒同士の好ましい人間関係を築く。

イ 校内研修や職員会議で本校の基本方針を周知し、「いじめ問題を考える週間」「心の教育週間」ならびに「ニコニコ月間（5/25～6/25）」等で、自他の心を見つめ直す授業や話合い、標語及びポスター作成、並びに教師による講話等をおこなう。

ウ いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。

エ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。

オ いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。

カ 一人で悩まずに、家族・学校・友達・関係機関等に相談するよう指導する。

キ いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。

ク 行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。

ケ いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。

コ 「学年会」や「えがお推進委員会」等を通して、子どもたちの実態把握及び情報共有を行う。

## Ⅲ 早期発見

### 1 全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

(1) 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

(2) 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。教職員は、児童生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる学級や「安全で晴れやかな雰囲気になった学校」にしていくことに努める。

(3) 児童生徒は日々の授業や学校行事等において主体的に取り組む協同的な活動や互いの信頼関係等を築いていくエクササイズ等を通して、仲間づくりに取り組んでいくことがいじめの防止等の対策においては重要である。

(4) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善・消去を図り、児童生徒についてはストレスマネジメント教育を実施し、ストレスに切に対処できる力を育む。

## 2 学校としての取組

- (1) 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- (2) 日頃から、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
- (3) 地域や関係機関との連携を図る。
- (4) いじめの防止のための児童生徒の自主的な取組を支援する。
- (5) いじめの防止の重要性を、児童生徒、教職員、保護者等に対し、資料等を活用して啓発する。
- (6) 家庭・地域と協力し合い、取組を推進していくと共に、中山小学校基本方針については保護者や地域等に配布したり、学校のホームページなどで公開したりする。

### いじめの早期発見のための措置

#### 第16条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

## 3 早期発見に向けて

- (1) 全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める。
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- (3) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- (4) 転入学やクラス替えなどの児童生徒を取り巻く周囲の環境大きく変わる場合は、些細な変化に気付くことができるよう、より一層注意する。
- (5) 下記のような方法をとおして、児童生徒の様々な情報を整理統合し、児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的・多層的にアセスメントする。ただし、いじめの認知にあたっては、一部または特定の教職員のみによることなく、教職員間で情報を共有し、客観的にアセスメント（診断・見立て）することが大切である。

- 日々の観察（表情や様子の些細な変化、個人、集団）
- 生活ノートの活用（悩みや相談）
- 教育相談（対児童、対保護者、スクールカウンセラー等の活用）
- いじめ実態調査アンケート（「学校楽しいーと」の活用）
- 情報収集及び提供（教職員間、児童生徒、保護者、地域）

#### 4 学校組織としての取組

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (2) 地域や家庭と連携して児童生徒を見守る。

～ 独自の判断をせず、素早く対応する～

※ 「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なるけんかだろう。」等の考えは捨てる。

- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提として判断する
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する

学校の雰囲気 ⇨ 「いじめはどこでも起こる」：本質の認識

教職員の認識 ⇨ 「注意深く、児童生徒一人一人の様子を見る」：積極的な姿勢

いじめの兆候 ⇨ 「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」：報告・連絡・相談

## IV いじめ発生の場合の適切な対応

### 1 学校における基本的対応

#### (1) いじめ発生の対応

学校においては、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、ただちに学年主任・生徒指導主任・管理職に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

#### 【把握すべき情報】

##### 【被害者と加害者の確認・人数等】

- 誰が誰をいじているのか？

##### 【時間と場所の確認】

- いつどこで起こったのか？

##### 【態様と内容】

- どんな内容のいじめか？
- どんな被害を受けたのか？



- 取扱注意要注意児童の個人情報

- 正確な事実関係

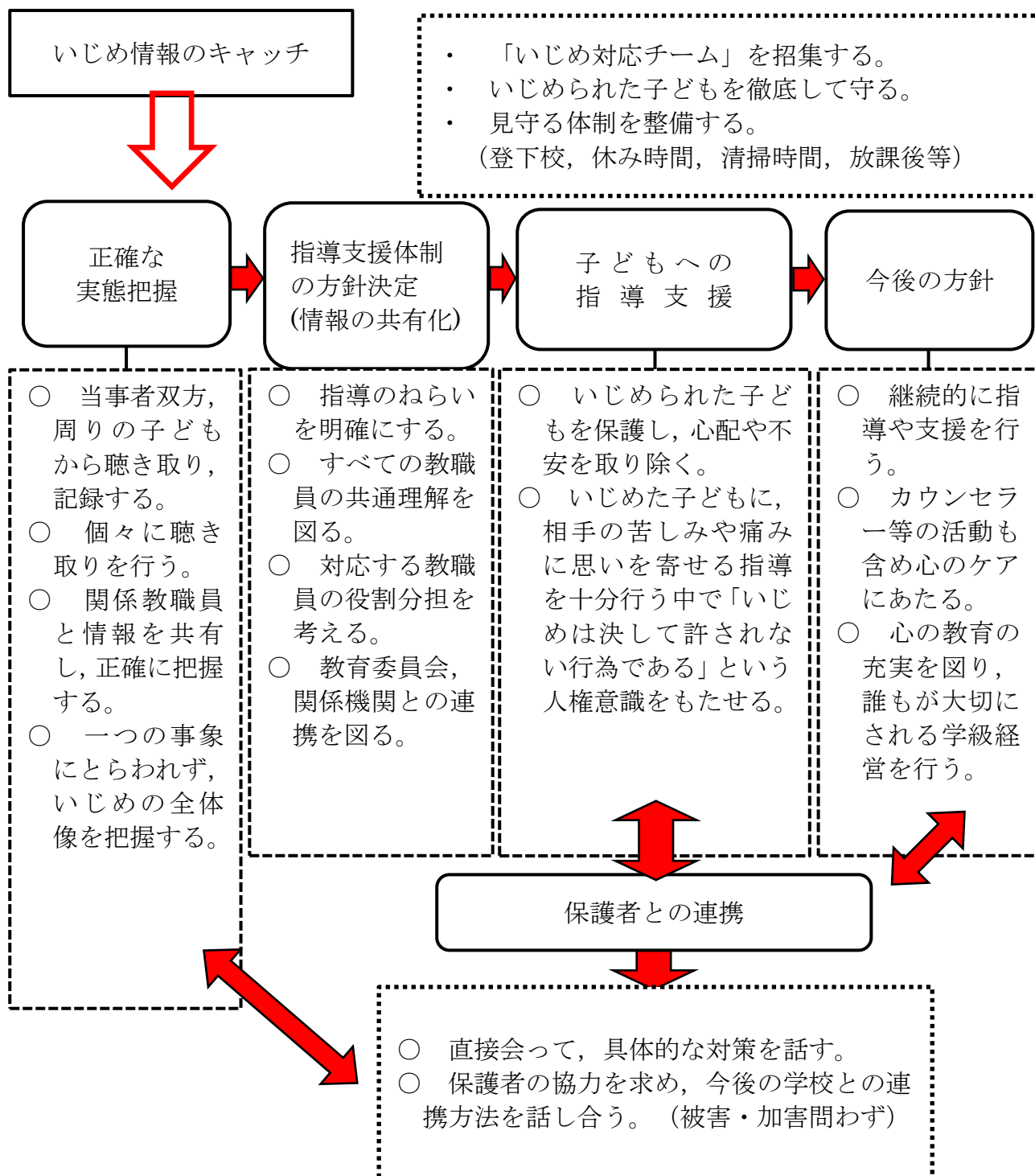
- 複数の教職員での対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。いじめ防止等の対策のための組織においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童

にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

## 2 いじめ対応の基本的な流れ



## 3 いじめと認知した場合の対応

### (1) 被害児童及びその保護者への対応

#### ア いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すこ

とや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

#### イ いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ行為が継続されていると判断された場合、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

#### ウ いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

#### エ 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の三つの柱で、チーム対応によるいじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努め、長期のケアを行う。

T	: 心配していることを伝える	(Tell)
A	: 自殺願望について尋ねる	(Ask)
L	: 気持ちを傾聴する	(Listen)
K	: 安全の確保に基づく	(Keep safe)

### (2) 加害児童及びその保護者への対応

#### ア いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

## イ いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について鹿児島市教育委員会と相談及び協議する。

## ウ いじめた児童の保護者への対応

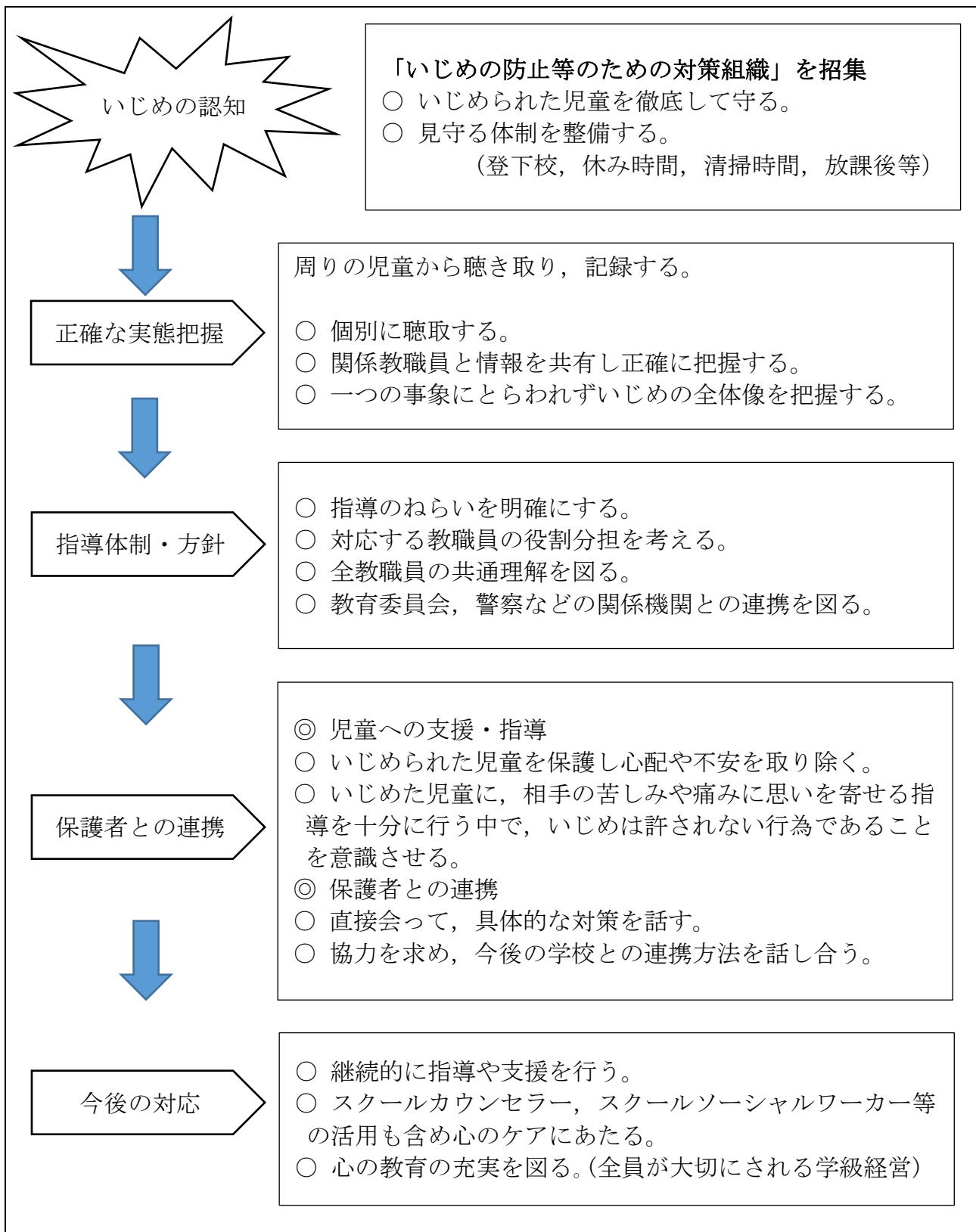
子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

## (3) 集団へのはたらきかけ

### ア 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。



#### イ 保護者に対する啓発指導

場合によっては, P T A役員, 教育委員会等との連携を図り, 保護者への説明を行う。その際, 個人情報取り扱いに留意しつつ, 事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。また, 重要ないじめ事案においては, 警察との連携をとることも, あらかじめ保護者に対して周知しておくことが重要である。

#### (4) 継続した指導体制の確立

いじめの解消とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではない。いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている必要がある。

**ア いじめに関わる行為が止んでいること**

※被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月）

**イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

※いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめ行為により心身の苦痛を感じていないことを認められること、面談等により確認する。

そして、いじめの解消とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解消に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

## V 教育相談体制と生徒指導体制

### 1 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- (1) 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- (2) スクールカウンセラーや特別支援指導員の機能を十分に活用し、捉えたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援指導員は、必要な場合は、楽しい学校づくり委員会への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。

### 2 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- (1) 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- (2) 捉えられた問題場面や学校課題へは、即座に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- (3) 児童へ統一された指導を行う。
- (4) 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
  - ア 職員会議，学年会，えがお推進委員会，臨時の職員集会等を活用
  - イ 事案により，校長，教頭，生活指導主任等からの報告



## VI 校内研修

### 1 教職員の資質向上の必要性

- (1) いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから研修等を通して資質向上を図る必要がある。
- (2) いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

### 2 学校の体制の整備

- (1) 教職員がいじめの問題に対して、態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の研修の機会を充実させる。
- (2) 心理や福祉の専門家を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

### 3 いじめに関する研修の基本的な考え方

いじめ防止といじめ対応に関わる研修機会を設ける。（定期研修1，及び随時）

- (1) 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係わる研修を大切にする。
- (2) P T Aとも連携し、児童の発達課題や成長，家庭教育の在り方等に係わる研修機会の場を設定する。
- (3) 児童一人一人が認め合い，高め合えるような授業実践に係わる研修機会の場を設定する。

### 4 具体的な取組

- (1) 児童の発達課題や成長，家庭教育の在り方等に関して講師を招聘して研修会を実践する。
- (2) いじめ理解，本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方，本方針の周知を目的とした研修会を行い，教職員の共通理解を図る。

## VII 家庭，地域との連携

（保護者の責務）

### 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

### 1 家庭との連携

- (1) P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) いじめの問題について、規範意識の醸成など家庭と連携した対策を推進する。

## 2 地域との連携

- (1) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 〈実践例1〉授業参観等

- ・ 定期的、県民週間での授業参観において、道徳や特別活動等の時間を公開する。
- ・ 学級活動で、保護者や地域の方を招き、話を聞く。
- ・ 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたり、保護者にインタビューなどする。



### 〈実践例2〉学級通信・学年通信

- ・ いじめへの取組について学級通信や学年通信をとおして保護者に協力を呼びかける。
- 「いじめ問題を考える週間」
- ニコニコ月間（「いじめ防止の標語・ポスター」作品募集への参加）

## 3 関係機関との連携

### （関係機関との連携）

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (1) 連携の必要性

- ア 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関(警察, 児童相談所, 医療機関, 法務局等)との適切な連携が必要である。
- イ 連携に向けて警察や児童相談所等と適切な連携を図るために、日頃から、学校や教育委員会と関係機関双方における担当者の窓口交換や連絡協議会の開催をしたり、また警察署等に配置されているスクールサポーターなどとも連携を取ったりしながら日常的な情報共有できる体制を構築しておく。
- ウ 法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知する。

## VIII ネット上のいじめへの対応

### 1 ネット上のいじめ

パソコンやタブレット端末、携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもへの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の SNS のチャットやトーク、サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

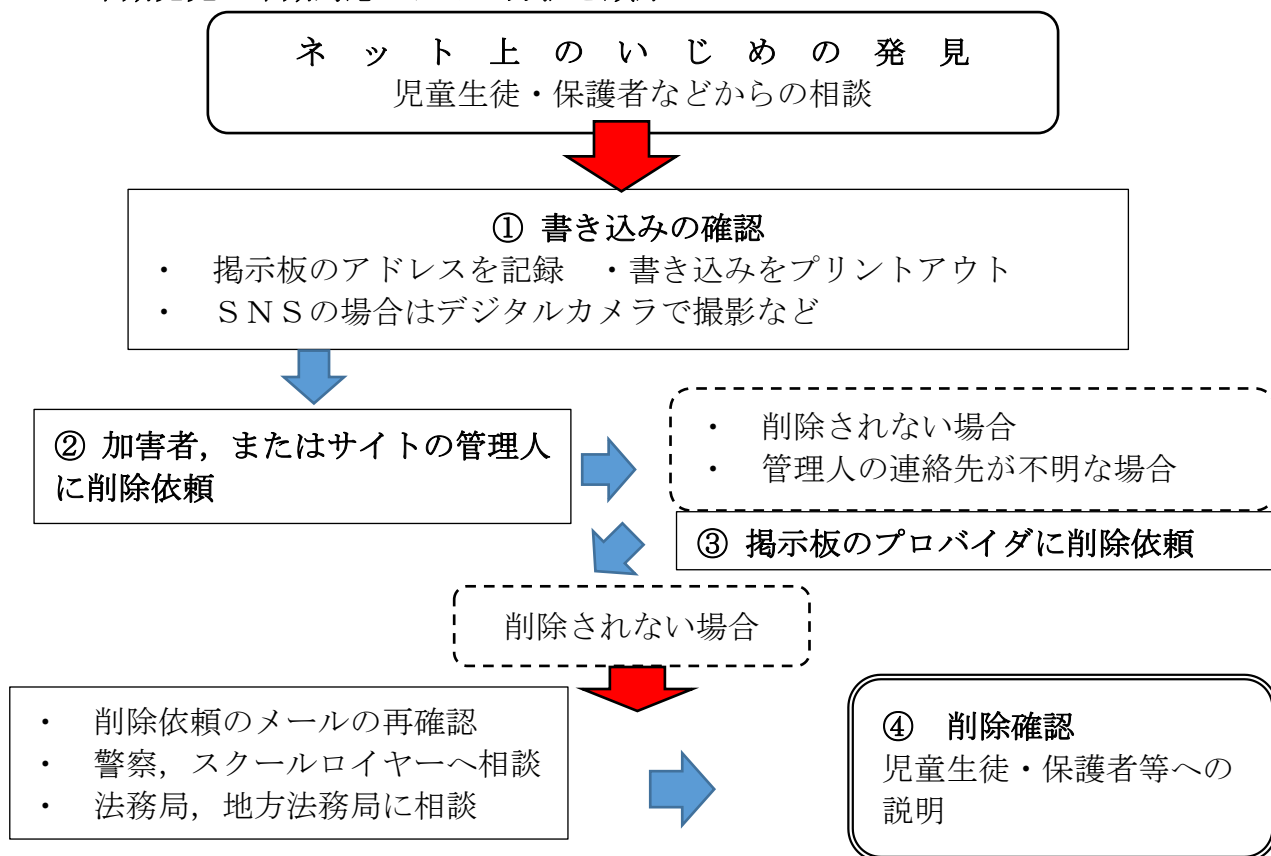
また、SNSグループから意図的に排除するようないじめも考えられる。

さらに、オンラインゲームにおいても、遊戯中に音声または、文字チャットにより悪口や誹謗中傷を行ういじめも起こってきている。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- (1) 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- (2) インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- (3) インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- (4) 保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板やSNSなどを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。このようなネット上のいじめについても、保護者と学校はネット上のいじめの特徴を理解した上で、共同体制で早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。
- (5) 解決に向けて困難な場合などには、スクールロイヤーやスクールサポーター等も状況によって活用した取組を行っていく。

## 2 早期発見・早期対応のための方法と順序



## IX 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と緊急対応

#### (1) 重大事態の定義

(重大事態の定義)

法第28条第1項

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が

**生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該児童に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき**

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースである。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告 重大事態を認知した場合、学校長を通じ、鹿児島市教育委員会へ直ちに報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、鹿児島市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

(ア) 事態の状況確認、情報収集、情報整理

(イ) 児童生徒の状況確認と支援・指導、児童生徒・保護者・教職員の心のケア

(ウ) P T A・警察などとの連携など

ウ 鹿児島市教育委員会による緊急指導・支援

鹿児島市教育委員会と緊密な情報連携を図り、指導・支援を受ける。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

・ いつ（いつ頃から） ・ どこで ・ 誰が ・ 何を、どのように（態様）

・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

イ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査

ウ 情報を提供してくれた児童生徒等の安全確保

エ 「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

(4) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

ア 意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

イ 調査方法については、鹿児島市教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会と鹿児島市教育委員会の指導と支援を受けながら、連携して協力態勢を整える。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」参考にする。

(5) その他留意事項

ア 心のケア、いじめられた児童生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、鹿児島市教育委員会の指導の下、臨床心理相談員やスクールカウンセラー等の派遣を要請する。

イ 調査に当たっての説明等

(ア) いじめられた児童生徒及びその保護者に対して

a 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。

b 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

(イ) 調査対象の児童生徒及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、鹿児島市教育委員会と十分連携して対応する。なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、鹿児島市教育委員会へ相談及び支援を受ける。

## 2 調査結果の提供及び報告

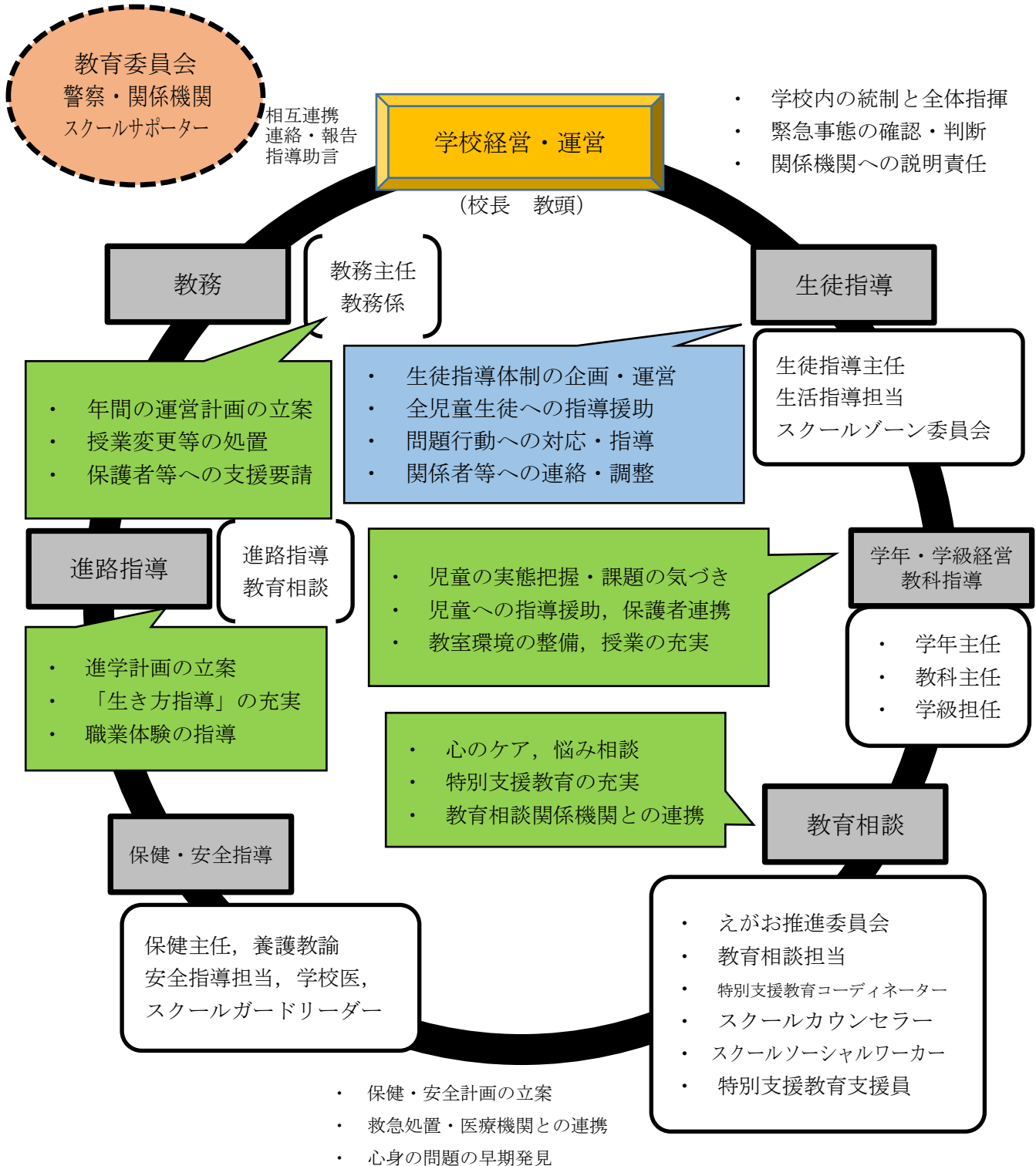
(1) 調査結果の提供

鹿児島市教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(2) 調査結果の報告

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめ文書を報告書に添付する。

### 3 組織の位置付け



#### 生徒指導とは

「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」である。

参照：文部科学省：「生徒指導提要」から本校組織図に編集

#### 4 年間活動計画

月	計画及び評価	実態把握等	各教科 道徳 特別活動	委員会活動	情報モラル 関連	教育 相談等	職員研修	
4	年間及び1学期の 活動計画の検討	スズキ校務の活 用, 就学指導委 員会	「いじめ問題 を考える週間」 での実施	↑  あいさつ 運動  朝のさわや か活動  特別活動  朝の会  帰りの会  ↓	各教科にお ける指導計 画の確認	毎週木 金曜日 実施	いじめ防 止基本方 針の確認	
5			いじめ防止 標語&ポス ター作成		個人面 談	SST エクササ イズ研修		
6	学校楽しいーとの 分析・見立て	えがお推進委員 会, 学校楽しいー と	いじめ防止 標語&ポス ター掲示					
7	1学期いじめ実態 調査及び提出 1学期の取組反省	学校生活 アンケート	就学指導 校内委員会					
8	生徒指導研修				外部講師招 聘研修会		外部講師招 聘研修会	
9	2学期の活動計画 の検討		「いじめ問題 を考える週間」 での実施		携帯・ネ ット実態 調査			
10	学校楽しいーとの 分析・見立て	えがお推進委員 会, 学校楽しい ーと	就学指導 校内委員会					
11								
12	2学期いじめ実態 調査及び提出 2学期の取組反省	学校生活 アンケート	人権週間 人権集会					
1			就学指導 校内委員会					
2	学校楽しいーとの分 析・見立て 年間反省・次年度 計画計画	えがお推進委員 会, 学校楽しい ーと			ネットモラ ル教育(6 年授業参 観)			
3	3学期いじめ実態 調査及び提出 3学期の取組反省							